

# 泉佐野市いじめ防止基本方針

平成29年6月

泉佐野市

泉佐野市教育委員会

## 目次

はじめに	1
I いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	2
2 基本理念	2
3 いじめの未然防止	3
4 いじめの早期発見	3
5 いじめへの対処	4
6 重大事態への対処	5
II 市として取り組む施策	
1 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営	6
2 泉佐野市いじめ防止対策審議会の設置	6
3 市立学校への支援	6
4 相談機関の整備と周知	7
5 保護者など市民への啓発活動	7
III 学校が実施する施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	8
IV 重大事態への対処	
1 重大事態の報告	8
2 調査の主体と組織	8
3 調査結果の報告及び提供	8
4 市長による再調査等	9

## はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。また、携帯電話やスマートフォン等を使ったいじめなど新たな課題も発生してきております。

泉佐野市では、平成5年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めてまいりました。いじめも、重大な人権侵害事象でありますので、様々ないじめの防止対策に取り組んでいます。

また、いじめ問題を契機として、平成27年3月に学習指導要領の一部が改正され、小学校においては平成30年度から、「特別の教科 道徳」が始まります。本市では、平成27年度に「泉佐野市道徳教育振興条例」を制定し、学校、家庭、地域が連携し、道徳教育に取り組んでいるところです。

国においては、平成25年6月28日付けで、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第41号）」が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定められたものです。

これを受けて、泉佐野市立小中学校においても、各校が定めた「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめ防止の取組みを進めるとともに、アンケート調査や教育相談などの実施により、いじめの早期発見・早期対応に努めています。

泉佐野市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法や平成26年4月に策定された大阪府のいじめ防止基本方針をふまえ、泉佐野市・泉佐野市教育委員会及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、市としてのいじめの防止のための総合的な方針です。

この基本方針に基づき、いじめ防止に向けて市内のすべての小中学校及び関係機関をはじめとして、市民全体でそれぞれの立場からその責務を果たし、いじめの問題の克服に取り組んでまいります。

平成29年6月

泉佐野市・泉佐野市教育委員会

## I いじめ防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの定義

#### (1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

#### (2) 具体例

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的又は形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って、当該子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することがないように努めなければなりません。

## 2 基本理念

#### (1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

## (2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

## (3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として、大切にできる感性を育むことが大切です。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

### (2) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、子どもたちが目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係を構築し、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、教育活動全体を通じて、総合的に推進していくことが必要です。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 小さな変化を見逃さない

未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難

なことです。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要です。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大事です。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもたちがいじめを訴えやすい体制を整えることが大事です。

## (2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。特に、子どもが気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大事です。

## 5 いじめへの対処

### (1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもがいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切です。

その上で、いじめたとされる子どもに対して事実関係の確認を行います。

学校では、大阪府教育庁による「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（大阪府教育委員会 平成26年2月）を活用するなど、市教育委員会や警察、関係行政機関との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

### (2) いじめ行為には毅然とした姿勢で対処し粘り強い指導を行う

いじめた子どもに対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。しかし、指導後も改善が見られず、いじめ行為を繰り返し行う等、他の子どもの適切な教育に妨げがあると認める場合は、泉佐野市立学校の管理運営に関する規則第18条の2の規定に基づく出席停止も含め、いじめた子どもに対し、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。

いじめた子ども自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめた子どもが自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気

持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の子どもとの話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、保護者への働きかけや、警察や関係行政機関との連携による指導も必要です。

### (3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした子どもたちの中にも様々な思いを抱えている場合があります。いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている子どもにとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

## 6 重大事態への対処

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起きています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないように対策を講じる必要があります。

そのため、市教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

### 【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

#### ○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ○ いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、

児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、これにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手する必要があります。

## Ⅱ 市として取り組む施策

### 1 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営

市は、法第14条1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という）を設置します。

協議会は、学校、市教育委員会、警察署及び市長部局等により構成します。

協議会は、泉佐野市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。

また、市基本方針の内容について、PDCAサイクルにより点検し、必要に応じて見直しを行います。

### 2 泉佐野市いじめ防止対策審議会の設置

法第14条第3項に基づき、市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により市教育委員会に「泉佐野市いじめ防止対策審議会」（以下「審議会」という）を設置します。

審議会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

審議会は、市基本方針に基づく市立学校におけるいじめの防止の取組みについての審議を行うとともに、法第28条第1項に基づき、学校での重大事態に係る調査を行います。

### 3 市立学校への支援

#### （1）学校の取組みに対する指導等

市教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の策定や体制の確立、及びいじめ防止の取組みの推進等に関して、指導・助言するとともに必要な情報提供を行います。

また、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を派遣し、いじめの防止を含む教育相談への対応や年間計画に沿った学校の取組みへの支援を行います。

いじめ事象が発生した際には、市教育委員会は必要に応じて指導主事の派遣や、臨床心理士等外部の専門家を派遣し、学校のいじめへの対応を支援します。

#### （2）教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ



問題に関する研修の充実を通じて教員の資質能力の向上を図ります。

## 4 相談機関の整備と周知

いじめに関する通報及び相談を受け付けるため市教育委員会は、教育支援センターによる相談を実施しています。また、市でも子どもフリーダイヤルによる電話相談等の実施、大阪府でも24時間電話相談など各種相談窓口がありますので、学校でも周知するとともに市のホームページなどにおいて広報します。

## 5 保護者など市民への啓発活動

法第9条において、保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、また、いじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする、さらに国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされています。

こういった保護者の責務を果たせることができるように、PTA対象の人権研修をはじめとして、保護者など市民へ広く、いじめやいじめ問題への取組みについての理解が促されるよう、広報啓発を行います。

# Ⅲ 学校が実施する施策

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

### (1) 学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定めます。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である子どもや保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載することとしています。

また、子ども一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

### (2) 学校基本方針の運用

学校基本方針を策定する際、例えば、その実効性を高めるため、検討段階から子どもや保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が

主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切です。

また、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直すことが大切です。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を置きます。

# IV 重大事態への対処

## 1 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

## 2 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

### (1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行います。  
市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

### (2) 市教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を行います。

なお、この場合には、審議会が行います。

## 3 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教育委員会を通じて市長に報告します。また、市教育委員会が主体となった場合も、市教育委員会が、市長に報告します。

また、市教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

## 4 市長による再調査等

### (1) 再調査の方法

- ① 3の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、「泉佐野市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。
- ③ いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長は、市立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、市立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。